

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	2_入札説明書	7		表2	念の為の確認ですが、「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」No.11において「振興会は建中金利を含めた事業費をサービス対価として支払います」とのご回答につき、前回の予定価格に当該サービス対価を上乗せをして今回の予定価格を計画をなされているという理解でよろしいでしょうか。	今回の入札公告における事業費の算定及び支払方法に基づき、必要な費用を予定価格に計上する予定です。
2	2_入札説明書	23	4	1 2_ (6) 再度入札	「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」No.3について「今回の応札状況によっては随意契約も選択肢の一つとなる」と回答がありますが、具体的にはどのような手順と条件で随意契約が実施されるのかをご教示お願いいたします。	入札参加者の入札状況により判断する予定です。
3	2_入札説明書	27	8	予定価格	第1回質問No.7にて「見積により価格を設定している品目については、入札時点としての見積価格を採用するほか、材料価格等についても他事例などを参考に最新の実勢価格の把握に努める」との回答を頂きありがとうございます。 一方「本事業では、予定価格作成時点においては設計図書が作成されておらず、使用材料や使用器材などが確定していません。このため、予定価格の作成にあたり、すべての入札参加者に対して過不足なく資器材単価の調整を行うことは困難」との回答を頂きましたが、個々の資器材単価に対するヒアリングでなく、弊社としましては、本事業の全体工事費が今回入札書提出日の直近の2023年5月時点では、前回入札提出日の直近2022年9月より最低でも10%、想定では15%程度上昇する可能性がある状況下において、建設物価指数と実際の取引価格が大きく乖離があると想定しており、実勢価格の把握のために、こうした生の声をヒアリングした上で、予定価格の作成をするべきと考えます。 是非、入札参加者へのヒアリングの実施をお願いします。	「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」（令和5年3月8日公表）回答No.7のとおり、予定していません。
4	2_入札説明書	27	8	予定価格	第1回質問No.8にて「ただし、本入札契約手続きにおける入札状況を踏まえて、見積りの状況を確認する場合があります」との回答を頂きましたが、この回答の意味は、入札前に入札参加者に対し見積りの状況を確認するというのでしょうか。 見積活用方式にかかわるものとして、是非、入札前に入札参加者への見積状況の確認の実施をお願いします。	入札状況を踏まえて、入札後に見積りの状況を確認する場合がありますが、入札前の段階では予定していません。
5	2_入札説明書	27	8	1 8_ (3) ②開札	「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」No.5において、「開札したすべての入札価格が予定価格を超えていた場合に」との回答がありますが、例えば全チームが予定価格を超過した場合で、地代（提案貸付料）が基準貸付料を下回った提案をするなど必須項目審査の基準を満たさなかったチームについては「有効な入札書を提出した第一次審査通過者」に該当せず失格という理解が正しいでしょうか。	【資料-5】「事業者選定基準」第3.審査の順に規定しており、すべての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行うこととなりますが、必須項目を満たしているかの確認は、予定価格の範囲内の入札参加者に対して行うこととなります。
6	2_入札説明書	27	8	1 8_ (3) ②開札	「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」No.5において、「開札したすべての入札価格が予定価格を超えていた場合に」と記載がありますが、例えば、全チームが予定価格を超過しかつ地代が下限価格を下回った際は、全チームが失格となり、再公告という扱いになりますでしょうか。その際のスケジュールの想定をご教示願います。	No.5の回答をご参照ください。 なお、すべての入札参加者が失格となった場合の取扱いについて現時点では想定できかねます。
7	2_入札説明書	27	8	1 8_ (3) ②開札	念の為の確認ですが、「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」No.5において、「開札したすべての入札価格が予定価格を超えていた場合に」との回答がありますが、例えば、予定価格を超過はしなかったが、地代（提案貸付料）の価格が基準貸付料を下回ったチームは、当然に必須項目審査基準を満たさないため、その時点で失格という理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
8	2_入札説明書	27	8	1 8_ (3) ②開札	「国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第1回質問回答」No.5において、「事業提案の変更を求める場合があります」と記載がありますが、具体的な内容をご教示願います。	入札参加者の入札の状況によりですが、再度の入札にあたり、要求水準を満たす範囲で事業提案の変更を求める可能性について想定したものです。
9	3_(資料-1)事業契約書(案)	7	16	第16条(運営企業の一括委任又は一括請負の禁止)_第4項	「運営業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委託させ、又は請け負わせてはならない。」とのことですが、「主体的部分」とはどう解釈すればよいかご教示ください。	【資料-1】「事業契約書案」別紙2用語の定義のとおり、運営業務の主体的部分とは、運営業務に係る総合的な企画及び業務遂行の管理を示します。
10	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	4	24	第2章_3._(1)_①セルフモニタリング	業務不履行がある場合は振興会に提出することになっていますが、業務不履行がなければ提出は不要の理解で宜しいでしょうか。	事業者が毎日作成する業務日誌は、業務不履行等がない場合、提出を必須としません。ただし、振興会が開示を求めた場合に提出できるように業務日誌の作成は必須とします。
11	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	6	1	第3章_1._(2)経営管理・維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	開始後とはいつからいつまででしょうか	業務開始時期が業務ごとに異なるため、【資料-2】「業務要求水準書」第2章.第2節.2.及び3.をご参照ください。
12	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	22	第3章_2._(3)_①_ア)およびイ)事業者の不備	不備という表現は抽象的ですので、もう少し分かり易く特定下さい	事業者の不備とは、事業者の帰責事由による要求水準の未達や業務不履行等を指します。事業者の不備に該当する具体例は、【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」表6.重大な事象の具体例をご参照ください。 なお、重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
13	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	27	第3章_2._(3)_①_カ)法令違反	法令違反とは本事業に関する法令違反の理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
14	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	14	4	表6. 重大な事象の具体例	「項目：駐車機能の停止，具体的な事象(例)：入庫、駐車、出庫ができないなど，結果による判断基準(例)：講演等の劇場におけるサービスへの損害、執務不能など」とありますが、車両での来訪者による事故や、事業者が適切に維持管理している駐車場管制設備がガーの不具合を起こすことも想定されます。入庫、駐車、出庫ができなくなる事象が、事業者の責でない場合、又は常駐警備員等が適切に緊急対応する（地下駐車場では駐車場管制設備に代わり人的対応を実施する）ことで公演等の劇場におけるサービスへの損害、執務不能などを発生させなければ『重大な事象』と判断されないという理解でよろしいでしょうか。	事象の結果だけでなく、発生した原因に照らして事業者の帰責性があるかを加味したうえで判断されます。 なお、重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めることとしています。 【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章2.(3)①をご参照ください。
15	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	11	12	表4. 維持管理・運営業務における支払スケジュール	注書に「『○』は平準化して支払う業務費」との記載がございますが、振興会が想定するこの「平準化」の支払方法について具体的な算出方法を含めてご教示頂けますでしょうか。	振興会は事業者からのサービス提供に対する対価として事業費を支払うため、要求水準で定められたサービス水準が変わらない場合、振興会は事業者に対して同額の業務費を支払うこととなります。 また、修繕業務等のように各年度で業務量が変動する業務においても、事業者から提供されたサービスに対し、事業期間にわたり同額の業務費を支払います。 ただし、令和11年12月1日から開始される業務については、初回の支払期の計算期間を令和11年12月1日から令和12年3月31日の4か月間とすることを追記して訂正しますので、訂正表をご確認ください。 併せて、【資料-8】「国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回～第3回質問回答（抜粋版）」の第2回質問回答No.326を『振興会が事業者に支払う維持管理・運営に係る対価は、原則、支払区分ごとに平準化して毎年各回同額としますが、令和11年12月1日から開始される業務は、初回の支払期の計算期間を令和11年12月1日から令和12年3月31日の4か月間として計算することをご留意ください。そのうえで、事業者が請負企業に支払う業務費を毎年各回異なる金額とすることは妨げません。なお、業務量の実績に応じた対価を支払う業務については、表5.において指示する金額を入札価格に含めることとします。』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
16	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	19	18	3. 維持管理・運営費及びその他の費用の物価変動に基づく改定 ① 対象となる費用	上記質疑に関連し、「『○』は平準化して支払う業務費」もこの範囲に含まれるとの理解をしておりますが、物価変動により対価が改訂された場合には以降の平準支払額がすべて改訂されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、徒過している期間に係る適及的支払は行われるのでしょうか。	原文のとおり、毎年4月10日時点で確認した指標の評価により対価改定をした場合、原則、翌年度の4月1日以降の維持管理・運営費の支払に反映することとなりますので、それ以前の支払には対価改定は反映されません。 【資料-1-3】「事業費の算定及び支払い方法」第5.3.の維持管理・運営費及びその他の費用の物価変動に基づく改定をご参照ください。
17	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法			様式 C-3添付① 事業費の内訳（収入計画）	上記質疑に関連し、「『○』は平準化して支払う業務費」との記載があった項目に係る維持管理費・運営業務の各期の収入金額（収益額を含む）の記載方法についてご教示いただけますでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。 なお、収益額については、入札参加者の判断によります。
18	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法			様式 C-3添付② 事業収支計画	上記質疑に関連し、「『○』は平準化して支払う業務費」との記載があった項目に係る維持管理費・運営業務の各期の収入金額（収益額を含む）の記載方法についてご教示いただけますでしょうか。	収入金額については、No.15の回答をご参照ください。 なお、SPCで発生する費用は、入札参加者の判断によります。
19	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	12	16	3.(2)①_表5. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法	ICカード作成業務費について、前回開示資料では「令和6年度以降、各年度の半期ごとに180,000円(税抜)を入札価格に含めること。」とありますが、今回「令和8年度以降、各年度の半期ごとに200,000円(税抜)を入札価格に含めること。」と変更された意図をご教示ください。	業務運営期間の変更によるものです。 なお、当該業務を含め【資料-1-3】「事業費の算定及び支払い方法」第2.3.(2)表5の入札時の金額の入札金額に含める期間の指定を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
20	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	20	11	3. ③_1_表6. 使用する指標	入札説明書に関する第1回質問回答No.14において「原案のとおりとします。」とご回答いただきましたが、サービス対価は企業が提供するサービスに対して支払われるものであるため、労働者に支払われる給与に焦点を当てた『毎月勤労統計調査』の賃金指数ではなくサービス購入型のPFI事業で広く用いられている『企業向けサービス価格指数_その他諸サービス_警備（除機械警備）』を用いいただきますようご再考をお願いします。 理由は、警備業務は24時間勤務が前提のため、その分他サービス業務より労働環境が厳しいことから採用及び定着率が悪く、より実態を反映できる指数を採用いただいで従業員の安定雇用を実現したいのです。 例1) 『企業向けサービス価格指数_その他諸サービス_警備（除機械警備）』では2015年の毎月の指数平均値を100とした場合、2022年の毎月の指数平均値が約123.3まで上昇（※1）、 例2) 『毎月勤労統計調査（サービス業務_他に分類されないもの）』では警備以外にも複数の業務が含まれ、2015年の毎月の指数平均値を100とした場合、2022年の毎月の指数平均値が約105.5(※2) サービス価格指数は例1のように上昇しているのに対し、サービス業の賃金指数は例2で示す通り追従していません。これは、警備を含むサービス業に従事する方々の賃金が、必要以上に、ともすると不当に抑えられているという不幸な結果を示すものであり、このことは警備業界の定着率の悪さ、即ち有効求人倍率の高止まり（2022年12月東京都13.65倍）の原因のひとつとも考えられるため、原案の指標を用いることは、有用な人材確保の（延いてはより良いサービスの提供の）足かせになりかねないとの懸念を抱いています。 つきましては、今一度警備業務のサービス価格改定に用いる指数のご再考をお願いいたします。なお、原案のとおりとされる場合はその理由をご回答ください。 ※1出典：e-Stat_毎月勤労統計調査_全国調査_長期時系列表_月次・年次・年度次・半期・四半期_きまって支給する給与_指数及び増減率-就業形態計(30人以上) ※2出典：日本銀行_時系列統計データ検索_企業向けサービス価格指数2015年基準_企業向けサービス価格指数_その他諸サービス、警備（除機械警備）	原文のとおりとします。 なお、設定にあたっては、人件費と相関関係が高いとされる賃金指数を採用するほか直近の国等の先行事例を参考にしています。
21	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	22	24	12_(3)_②_公正な入札の確保	コロナ禍、円安等のあおりを受け、物価が上昇し、過去にない賃金価格の上昇（ベースアップ）も含む、また、最低賃金改定の状況も踏まえると、本入札価格にも大きな影響を及ぼすものと思われまます。東京都の最低賃金は2022年10月に前年比2.98%の上昇。東京都発表の「東京の産業と雇用就業2022」の春季賃上げ率の1.83%（2021年値）も大幅に上昇する可能性があります。 本入札におきまして、この物価、人件費上昇に見合った予定価格の設定はしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	直近の物価変動に応じた予定価格の算定を行う予定です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
22	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	22	24	12_(3)_②公正な入札の確保	入札価格の算出に使用する人件費や物価に関わる係数は、令和5年度（2023年）の状況を反映した算出で問題はありませんでしょうか。（昨年の入札と人件費等ベース価格が変わりますが、昨年の基準で入札価格を算定しなくてもよいでしょうか）	入札価格の算出については、入札参加者において判断してください。
23	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	25	20	別紙1_※2	外壁について、当該階層が劇場のものを振興会の専用使用部分と記載していますが、劇場と民間集積施設の両方が存在する階層についての割当方法をご教示願います。外装工事費と同様に「国立劇場の専有部分等が過半を占める階層のは振興会負担」と考えてよろしいでしょうか。	【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」別紙1 費用負担の考え方の施設整備業務並びに維持管理・運営業務で前掲算定方法への摘要表の外装工事費は、※4のとおり、国立劇場の専有部分等が過半を占める階層の外装工事費用に外壁の仕上げは含まれ、振興会が負担しますが、外壁の躯体を構成する部分については、※3によります。また、維持管理・運営費については、各業務表中の①、②によります。なお、【様式A-6-4】「建設工事費等」の注意事項をご参照ください。
24	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	25	20	別紙1_※2	上記の費用負担について、外装部分のガラスについても同様の考えでよろしいでしょうか。	【様式A-6-4】「建設工事費等」の注意事項※8をご参照ください。
25	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	別紙1_1	7	面積比率で按分する項目	「資料-1-3 事業費の算定及び支払方法 別紙 費用負担の考え方」に記載されている「①面積比率で按分する項目」の算定式で算出される割合は、「様式A-6-2 建築概要・各階面積表」の「面積比率で按分する負担割合」の表に記載されている「按分する項目に対する振興会の負担割合」と同一との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-3	15	(3) 環境 保全について先導的な取組みの実	エネルギー関連設備（特高受変電・空調熱源等）の導入に際し、更なる「エネルギーコストの最小化」「省エネ」「省CO2」を実現するため、エネルギー供給から高効率システム導入、運用管理やサービス、保守メンテナンスまで包括するスキームであるエネルギーサービスを、エネルギーサービスプロバイダーと協業し、事業者提案としてよろしいでしょうか。 その際、次のケース1、2を考えています。 ケース1：エネルギー関連設備費を施設整備費から20年間の維持管理費などへ移行する。 ケース2：エネルギー関連設備費を20年間の光熱水費へ移行する。 本事業の事業費の算定及び支払い方法などにも大きく影響するため、詳細について入札参加者へのヒアリングの実施をお願いします。	ご質問のヒアリングは予定しておりません。 また、エネルギー関連設備費の取扱いに係る事業条件は要求水準書及び支払方法のとおりとし、当該条件を満足する提案書を提出してください。 ただし、ご質問の内容について、【資料-4】「提出書類等の記載要領」における第1.4.A.aの加点項目提案書、【様式A-5】「環境保全に関する先導的な施設整備」に規定する熱負荷抑制、一次エネルギー消費量削減に係る提案書（関連資料を含む）とは別にして、参考資料として提出することは可能です。 その際、『更なる「エネルギーコストの最小化」「省エネ」「省CO2」を実現するため』の実現手法及び具体のエネルギーコストの削減率（削減額）、『エネルギー供給から高効率システム導入、運用管理やサービス、保守メンテナンスまで包括するスキーム』、PFI事業の事業期間中の関連設備の所有権及び事業終了時の当該設備の取扱い等を記載するようにしてください。 そのうえで、仮に事業者として選定された場合に、事業契約締結後の事業実施段階において、上記の記載内容に基づき、振興会と協議を行い、当初の提案内容に比べて、ご質問の省エネ効果やコスト最小化等の効果が確認され、振興会の事業や財政負担にとっても有効と客観的に判断された場合には必要な範囲での要求水準書及び事業契約書の変更等により対応することを想定します。 なお、提案にあたっては【資料-8】「国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答」No.18の回答もご参照ください。
27	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	6		第2. 事業費の算定及び支払方法	上記記載のとおり、エネルギー関連設備（特高受変電・空調熱源等）の導入に際し、更なる「エネルギーコストの最小化」「省エネ」「省CO2」を実現するため、エネルギー供給から高効率システム導入、運用管理やサービス、保守メンテナンスまで包括するスキームであるエネルギーサービスを、エネルギーサービスプロバイダーと協業し、本事業の事業費の算定及び支払い方法について、事業者提案としてよろしいでしょうか。 その際、次のケース1、2を考えています。 ケース1：エネルギー関連設備費を施設整備費から20年間の維持管理費などへ移行する。 ケース2：エネルギー関連設備費を20年間の光熱水費へ移行する。 詳細について入札参加者へのヒアリングの実施をお願いします。	No.26の回答をご参照ください。
28	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-29	34	第5節_2_(1)_⑬共通事項	技術変化が激しい設備分野の機器及びシステムは、技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に振興会と協議のうえ決定することとしますが、仮に、入札段階で想定していたものより高水準な機器及びシステムに決定し、当該設備の維持管理費に明らかに変更が生じる場合は、振興会と協議のうえ事業費を改定していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。 また、共通使用部分における設備につきましても、同様の理解でよろしいでしょうか。	維持管理費を含めた導入仕様の協議を行い、決定することとします。 また、共通使用部分についても同様とします。
29	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-29	37	第5節_2_(1)_⑭共通事項	採用機器の消耗品及び交換部材は、手配から納入まで原則2週間以内のこととしますが、不可抗力等によりやむを得ず部品供給が遅れる場合はこの限りでなく、事業者は振興会と情報共有を図った上で迅速な部品納入に努めることとしていただけませんかでしょうか。	『原則として2週間以内に対応可能なもの』としていますので、不可抗力等によりやむを得ない場合は、振興会と協議のうえ、迅速な部品納入に努めてください。 不可抗力による措置については、【資料-1】「事業契約書（案）」第36条をご参照ください。 その際の事業者の責任については第11条をご参照ください。個別具体的な事象に応じて判断します。なお、ご質問の内容が別紙6に示す不可抗力の定義に該当する場合は別紙6の規定に従います。
30	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	15	第5_2_(2)_⑯_o認証部での手元制御	「施設管理用システムは認証部（カードリーダー）での手元制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）」との記載がありますが、<資料-8_国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回～第3回質問回答（抜粋版）_入札説明書に関する第2回質問回答No.489>では「在室中は常時解錠、一時的に部屋を留守にするときは施錠といったような運用を行う部屋があるため、手元での制御が必要となります。」とご回答いただきました。 つきましては、現地の認証部で『在室中：常時解錠、不在中（一時的に部屋を留守にするときを含む）：常時施錠』のモード切替ができれば要求水準を達成できるという理解でよろしいでしょうか。 認識違いを避けるために付言しますと、上記No.489のご回答により、在室中に施錠モードへ手元で変更することはご想定にないという理解でおり、そのようなモード変更は防災センター・総務企画部総務課・総務企画部情報推進課に設置する管理用端末装置でのみ行える仕様を検討しています。 また、上記の理解で正しければ、「一時解錠」という文言は「常時開錠、施錠」という文言に包括されますので要求水準書の該当箇所から削除いただけますでしょうか。	入室制限をかける際には在室中においても施錠する必要があるため、認証部（カードリーダー）において、1回のみ解錠するモード（一時解錠）、常時解錠するモード（常時解錠）、常時施錠するモード（常時施錠）の切替ができることが必要です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
31	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-56	5	第6節 1. (2) ② a.	各劇場の調光操作機器と複数の調光器は光回線で接続し、併せてDMXノードを設置すると書かれていますが、光回線は主回線に使用し、信号変換でメタル回線にしてから設置したDMXノードに接続する解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-56	12	第6節 1. (2) ② f.	電圧降下の起こらない負荷線を計画しと書かれていますが、劇場等演出空間電気設備指針では調光器の負荷端側で95Vと書かれております。電圧降下としてはこの数値以上であれば問題はないでしょうか。	要求水準書を満足する範囲において、事業者の提案によります。
33	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-56	13	第6節 1. (2) ② g.	すのこ上部から演出に使用するための電源を降ろすことができるものとし、上手前方、上手中程、上手後方、下手前方、下手中程及び下手後方の6か所に機器用分電盤を設置する。また上手及び下手それぞれについて舞台上の持込機器用分電盤と並列回路とすると書かれていますが、【添付資料4-10-8】【添付資料4-11-8】【添付資料4-12-7】の舞台照明設備仕様表には書いておりません。添付資料に準拠すればよろしいでしょうか。	ご質問の負荷設備については、添付資料に「舞台上部上手前電源分岐盤」のように記載されています。また演芸場については【添付資料4-12-7】「演芸場 舞台照明設備仕様表」の「10 舞台上部電源分岐盤」がご質問の負荷設備に該当し、6か所設置する必要はありません。【資料-2】「業務要求水準書」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
34	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-56	13	第6節 1. (2) ② g.	上記質問に対して添付資料に準拠しない場合は大劇場、小劇場、演芸場のそれぞれに必要なという解釈でよろしいでしょうか。	No. 33の回答をご参照ください。
35	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-56	24	第6節 1. (2) ③ e.	バックアップフェーダを設備し、操作卓に電源が入らない場合でも調光盤側に設定されたメモリによって照明が操作可能なものとする書かれていますが、運用上における操作性向上の為に、調光盤側ではなく照明操作室に設置されたバックアップシステムでの操作でもよろしいでしょうか。	バックアップシステムが操作卓と別電源であり、操作卓に電源が入らない場合でも、調光操作が可能であれば構いません。
36	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-56	41	(3)舞台音響設備 ①全般 b.	「将来的に音響設備を用いて電氣的に響きをコントロールする手法（残響支援装置、残響付加装置等）の採用が可能となる計画とする」とありますので将来的にスピーカー・専用マイクおよびプロセッサを追加設置できる対応しておく（これらの音響設備自体は別途）という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-58	29	第6節 1. (4) ② i.	舞台進行卓近傍壁面に客席避難誘導灯及び客席足元灯の点灯・消灯操作を行うための誘導灯信号装置を設置する。また、調光操作卓で客電との連動・非連動が選択できるものとする書かれていますが、連動・非連動が選択できるスイッチは照明操作室の制御ラック等に組込む仕様でもよろしいでしょうか。	調光操作卓上で連動・非連動が選択できる仕様としてください。
38	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	5	第1節 5. (3) ⑤修繕計画書	<(資料-2)業務要求水準書_第4章_第5節_2_(2)_⑩監視カメラ設備及び、⑪防犯・入退室管理設備>において、その機能を一瞬たりとも止めることがないよう、システムを構成する重要機器（PC、UPS、バッテリー、録画装置（レコーダー）等）は、予防保全の考え方に基づいて故障する前に定期的に更新することを修繕計画書に反映させていただき、振興会様の費用負担により実施いただけるという認識でよろしいでしょうか。	入退室管理設備機器・ICカードの購入、システムの調整及び機器の維持管理は本事業で行うこととしています。また、更新については、不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合を除き、振興会が行います。ただし、カメラネットワークを外部へ接続する等の提案も考えられることから、予防保全の考え方を含め更新については、事業契約後に振興会と事業者で協議のうえ、決定することとします。
39	22_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1		目線の高さ	基準貸付料を上回る貸付料を提案するためには、ある一定の民間収益施設の規模を確保する必要がありますが、本施設計画の条件として、建築物の高さの最高限度だけでなく、「目線の高さ（不特定多数の使用する室等）の最高限度」も定められており、現状、基準貸付料に必要な民間収益施設の規模確保が難しい状況です。そのような中、民間収益施設として設けるオフィスを、テナントオフィスとして運用し、不特定多数ではなく、入居するテナントの従業員が使用する室と設定した場合は、この「目線の高さ（不特定多数の使用する室等）の最高限度」の対象外となるの理解でよろしいでしょうか。	テナントオフィスについても下記の対象となりますのでご参照ください。目線の高さの最高限度については、【資料-8】「国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回～第3回質問回答（抜粋版）」の第2回質問回答No. 586～593をご参照ください。また、建築物の高さの最高限度については、【資料-8】（同上）の第2回質問回答No. 423～425をご参照ください。
40	22_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1		目線の高さ	添付資料4-2敷地内高さ制限図には、「目線の高さ（不特定多数の使用する室等）」とあり、「資料-3国立劇場再整備等事業 付帯事業の実施条件」P2の1行目には、「入居者の目線の高さ：TP+96.7m」とありますが、同じ意味合いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、No. 39の回答をご参照ください。
41	56_(添付4-9-2)公演記録設備仕様表	2		添付資料4-9-2 公演記録設備仕様表	同一仕様の音響調整卓、関連機器類が2組になっています。この2組は、それぞれ独立して同時に使用するのでしょうか。それともバックアップとして使用されるのでしょうか。	2組独立して同時使用します。
42	57_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	4		大劇場 奈落レベル	中奈落からの乗り込みは舞台前部及び後部からと考えてよろしいでしょうか。中奈落面で大迫り両袖舞台側から、中迫り両袖舞台側からの乗り込みは想定していますでしょうか。	中奈落からの乗り込みは舞台前部及び後部からを原則としますが、その他の場所についても提案は可能です。
43	60_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	1			104保管バトン上手、105保管バトン下手のバトンの配置方向について、変更の提案は可能でしょうか	基本的には、【添付資料4-10-4】「大劇場舞台吊物表・仕様表」の配置を考えていますが、事業者の具体的な計画を踏まえ振興会との協議により決定します。
44	65_(添付4-10-9)大劇場 舞台音響設備仕様表	7		37 VP設備	映像設備の考え方や仕様表に接続コンセント盤やスイッチャー等の関連装置の記載がありません。プロジェクター本体のみ設置という考え方でよろしいでしょうか。	プロジェクター本体を特定の場所に固定し運用することは想定していません。なお、【添付資料4-7-1】「舞台各室の性能特記事項」において、舞台設備機器等の増設及び改修に対応できるよう、必要に応じて電源盤等を計画する室を想定していますので、ご参照ください。
45	67_(添付4-11-1)小劇場 劇場単線図	3		小劇場 出語り迫りの客席ワゴン収納	客席ワゴン収納庫の記載がありますが、客席レイアウトにより不要であれば設けなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	75_(添付4-11-9)小劇場 舞台音響設備仕様表	6		35 VP設備	映像設備の考え方や仕様表に接続コンセント盤やスイッチャー等の関連装置の記載がありません。プロジェクター本体のみ設置という考え方でよろしいでしょうか。	No. 44の回答をご参照ください。
47	84_(添付4-12-8)演芸場 舞台音響設備仕様表	5		29 VP設備	映像設備の考え方や仕様表に接続コンセント盤やスイッチャー等の関連装置の記載がありません。プロジェクター本体のみ設置という考え方でよろしいでしょうか。	No. 44の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
48	90_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	11	3. 修繕業務の考え方	<(資料-2)業務要求水準書_第4章_第5節_2.(2)_⑩監視カメラ設備及び、⑪防犯・入退室管理設備>における機器故障時の更新費用の負担についてのご質問です。 不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由による機器の更新が必要となった場合を除き、機器の更新は振興会様の費用負担により実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 38の回答をご参照ください。
49	100_(添付5-2-6)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	9	3_(2)	「各階のごみ置き場及び共用部分でごみ収集の対象となる室等にごみ容器を設置する」とありますが、ここでいう共用部とは、「(資料-3)付帯事業の実施条件」P. 7における共用部分Aに該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	28	1. _ (2) _②_ b. 通用口 (【添付資料4-59】「事務管理各室性能表」における室名「受付(職員、稽古場、養成研修用)」を指す)	「それぞれの通用口において来場者の受付をする必要が生じる場合は、…」と記載があります。<添付資料5-1-2_諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限>から、ほとんどの事務諸室の業務実施時間帯が8時～22時の時間内であるため来場者の受付対応をする必要性が限りなく少ない深夜・早朝の時間帯に通用口の配置者が緊急対応等で不在することがあっても、<要求水準書_4-36頁_第4章_第5節_2. _ (2) _④_b.>に記載のインターホンを用いて防災センター等から遠隔で受付対応する(必要に応じて通用口へ駆けつけ受付対応する)ことができれば要求水準未達にはならないという理解でよろしいでしょうか。	通用口のポストが不在になるなど、業務不履行が懸念される場合は、代行者を配置するなど対応してください。
51	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	18	1. _ (4) _①_ b. 業務従事者の要件	全従事者にAED講習を義務付けるとありますが、全従事者がAED講習を受講するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	18	1. _ (4) _①_ b. AED	国立劇場におけるAED本体及び関係備品(電極パッドや電池などの消耗品や収納ラック等)の消耗品の調達・維持管理については振興会様が自らの負担で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	40	1. _ (5) _①_ a. 緊急時の対応	関係機関に通報することとありますが、関係機関とは警察、消防の理解で宜しいでしょうか。	事業契約後に民間収益事業者及び管理組合等と協議のうえ、緊急時の対応を決定することとします。
54	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	3	13	1. _ (6) _①_ a. VIP来場時等の対応	第2回質問回答にて必要となる機器は事業者において用意することとご回答頂いています。VIP来場時に必要となる機器が揃っていればよく、購入して施設に常備しておく必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	VIP来場時の具体的な業務内容及び必要機器等は、振興会及び関係機関との協議により決定します。
55	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	3	25	1. _ (6) _③_ b. 各種問い合わせ等	内線電話とは各室性能表電気設備構内交換の電話、電話機を指すのでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章、第5節、2. (2)⑨e. をご参照ください。
56	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	3	45	2. _ (1) _①_ d. 持込禁止品	持込禁止物品の想定がありましたらご教示ください。	危険物、可燃性ガス、火薬類等を想定していますが、詳細については、事業契約後に振興会から提示します。
57	106_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	1	2. _ (1) _②_交通誘導	国立劇場にはこれまでより多くの人を訪れる施設となるため、タクシーを含め多くの車両が敷地外へ列を作ること等が想像できます。このような事情から<警備業務に係る要求水準_4頁_2. _ (1) _②交通誘導>に記載されている「a. 来場者の交通整理及び誘導」や「b. 終演時のタクシー呼び入れ」を履行するためには敷地外での対応が高い確率で必要となることから、警備の要求水準に本敷地への車両出入口への交通誘導員の配置を定め、係る費用を入札予定価格に加算していただけますでしょうか。 なお、原案のとおりとされる場合、警察等からの指導があり敷地外での交通誘導業務が必要となった際、追加費用は振興会様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	前段については、原文のとおりとします。 なお、タクシーの呼び入れは、終演時、タクシーを道路からタクシーに乗降する場所へ誘導することを想定しています。業務の詳細は、事業契約後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。 後段については、振興会から事業者に業務内容を提示したうえで、臨時的な警備配置ポストの増・時間の延長に係る費用については、振興会が負担します。 ただし、追加費用等の詳細は、事業者が提案した警備ポストの単価を参考に、事業契約の締結後、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
58	107_(添付5-3-2)ICカード作成業務に係る要求水準	2	20	2. _ (3) _④_事業者用ICカードの仕様	「事業者用ICカードは、事業者負担で調達すること。」とありますが、事業者用を含む全4種類のICカード納品時に<資料-1-3事業費の算定及び支払方法_12～13頁_表5_ICカード作成業務費>の対価の支払いプロセスに従って係る費用をお支払いいただき、貴会から事業者にICカードを貸与される際に係る対価を貴会に支払うという理解でよろしいでしょうか。	事業者用ICカードは、振興会から事業者に無償で貸与します。 【添付資料5-3-2】「ICカード作成業務に関するデータ」2. (3)④を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
59	107_(添付5-3-3)ICカード作成業務に係る要求水準	2	20	2. _ (3) _④_事業者用ICカードの仕様	貴会に納品する初回発行分の事業者用ICカードについて、警備業務の開始は令和11年12月1日ですが、警備業務実施者に貸与いただける時期の想定をご教示ください。	事業契約後に振興会と事業者との協議により決定します。
60	117_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1		表14-1 自動販売機運営業務	自動販売機の歩合使用料の算出に用いる料率が引き続き45%となっておりますが、公立施設等での一般的な料率が20%前後が主流のため、今回の設定が非常に高く、独立採算でも運営が厳しいと予想されます。料率の弾き下げをご検討いただけないでしょうか。	料率は実績をもとに設定したものであり、原文のとおりとします。
61	179_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方	2	5	表3-1_電気設備(通信)機器	修繕・更新周期の考え方の種別に『防犯・入退室管理設備』が記載されていませんが、事業者が各種修繕計画書に反映した内容は合理性があり特段の支障が無い限りにおいてはお認めいただき、更新については振興会様に実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 38の回答をご参照ください。
62	179_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方			表3-1	修繕・更新(実施時期)を19年分お示しいただいておりますが、20年目となる令和30年12月1日から令和31年3月31日までは、修繕・更新の実施を想定されていないという理解でよろしいでしょうか。	修繕計画については、国立劇場の維持管理業務開始日以降の事業期間における修繕業務は、事業者の負担により実施することとしております。 なお、【資料-2】「業務要求水準書」第5章、第1節、5. (3)⑤に基づき修繕計画書を作成し、振興会の確認を受けることとしております。
63	225_(資料-4)提出書類等の記載要領	34	36	C: 経営管理に関する提出書類_加算項目: 事業者の経営等	様式 C-3添付① 事業費の内訳(収入計画)を拝見しますと、事業費の大項目である「施設整備費」及び「維持管理・運営費及びその他の費用」の合計欄(F列)がブランクとなっておりますが、こちら(7行目及び14行目)には合計値を記載しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	「施設整備費」の合計はF列13行目、「施設整備費」及び「維持管理・運営費及びその他の費用」の合計はF列50行目に記載してください。
64	225_(資料-4)提出書類等の記載要領	34	37	C: 経営管理に関する提出書類_加算項目: 事業者の経営等	様式 C-3添付② 事業収支計画につきまして、参考指標に記載のあるDSCRとは別に、他の提案資料等との整合性から、優先レンダー用の独自指標として、優先レンダーから指定された方法により算定したDSCRを行を追加した上で記載することを想定しています。このような対応は減点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	当該様式において指定する項目について記入したうえで、追加の指標等を記載することは可能です。ただし、その計算方法等についての説明も併せて記載してください。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
65	225_(資料-4)提出書類等の記載要領	35	17	C：経営管理に関する提出書類_加点項目：事業者の経営等	様式 C-3添付④ 資金調達計画につきまして、＜資金調達の内訳＞の他人資本については、内容の違いから、借入金を”建設期間中”と”維持管理・運営期間中”のものに区別して記載することを想定していますが、そのような記載方法で問題ないでしょうか。	問題ありません。 なお、建設期間中と維持管理・運営期間中の資金調達条件が異なる場合には、＜調達条件別内訳＞にも各々の借入についてその条件を別々に記載してください。
66	226_(資料-5)事業者選定基準	18	23	第5_3_(3)_④_B-2質の高い維持管理業務の実現方法 ・管理組合が管理する共用部分の効率的な維持管理手法、効果的な管理規約等の運用方策	「効果的な管理規約などの運用方策について具体的な提案」とございますが、どのような効果を期待されているかご教示いただけますでしょうか。	評価に関する回答は差し控えます。 当該箇所については、本事業により整備される施設が振興会所有の国立劇場と民間収益事業者所有の民間収益施設による区分所有建物であることを踏まえて提案してください。